

函館市監査公表第38号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が
あったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

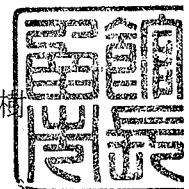
平成30年9月28日

函館市監査委員 山田潤一
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 斎藤明男
函館市監査委員 松宮健治

函 財 管
平成 30 年 9 月 4 日

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



平成 29 年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成 30 年 3 月 29 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

別紙

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名　函館市の空き地・空き家対策事業について)

2 意見

監査対象部局等	意見の概要	報告書ページ	措置の内容
財務部 管理課	旧愛宕グラウンドおよび旧谷地頭グラウンドについて、重要な市有財産であり、グラウンドとしての活用ができなくなつたのであれば、他の活用方法を検討されたい。	116	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧愛宕グラウンドについては、現況は草木が生い茂り、函館山と一体化しているような状態であり、接道もしていないことから、今後の利活用は見込めないと考えております。 ・ 旧谷地頭グラウンド(旧八幡宮外苑野球場)については、平坦な土地の大部分は民有地で、接道部分が限られ、公共下水道管が中央部分に埋設されているなど諸問題を抱えているが、引き続き利活用策を検討してまいりたいと考えております。

別紙

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 函館市の空き地・空き家対策事業について)

3 提言

監査対象 部局等	提言の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
財務部 管理課	公有地の有り様は、市民の模範とされなければならない。雑草、不法投棄物は速やかに処理されるべきである。	36	市街地に限らず、空地となっている市有地については、財産管理上、これまで適時草刈や巡回などの美観、公衆衛生、不法投棄対策を行ってきており、今後におきましても引き続き適正な管理を行ってまいります。